

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一
- ……………(総務局総合防災部防災管理課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………二

### 告示(選)

- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………四
- 政治団体の解散の届出……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………三
- 告示(海区漁調)……………三
- 東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限……………三
- 東京海区におけるはご釣り漁業の制限……………四
- 告示(消)……………五
- 火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置の一部改正……………五
- 公 告……………五

## 規則

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………六

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第六十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十八年東京都規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一被災した住宅の応急修理の項を次のように改める。

被災した住宅の 応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 一 二に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円	

別表第二の一の項中「二一、八〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二一、三〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、九〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千三百一十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十六日

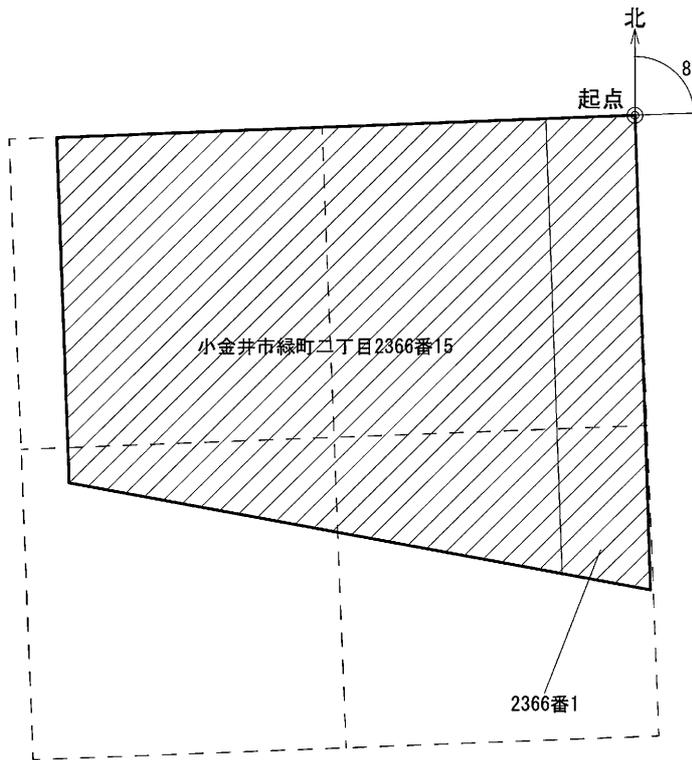
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり（小金井市緑町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】  
起点は、座標値（X=-32694.342、Y=-28438.184）とする。

※ 座標値は測量法の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 87度58分12秒】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査範囲
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 要措置区域

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
自由民主党東京都第九選挙区支部	今村 洋史	柴 伸哉	練馬区石神井町3-26-1	R5. 9. 19	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第17選挙区支部	猪口 幸子	猪口 幸子	葛飾区柴又4-6-14	R5. 9. 27	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第21選挙区支部	山下 容子	小山 タカ	立川市柴崎町1-17-16	R5. 9. 25	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都立川市第五支部	木原 宏	森田 清一	立川市砂川町4-31-3	R5. 9. 21	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
建青会	河村 建一	森近 憲行	港区赤坂2-6-15	R5. 9. 5	衆議院議員	河村 建一、衆議院議員
緑の地球ナンバーワンの会	山下 容子	小山 タカ	立川市柴崎町1-17-16	R5. 9. 25	衆議院議員	山下 容子、衆議院議員
吉平としたか後援会	吉平 敏孝	瀬染 将広	品川区戸越1-19-6	R5. 9. 27	衆議院議員	吉平 敏孝、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
赤心会	赤荻 克一郎	松方 恵美	西東京市ひばりが丘北2-5-1	R5. 9. 15
東京保守党	高橋 芳雄	高橋 芳雄	練馬区春日町4-4-1	R5. 9. 26
東京RETV昭島支局	中尾 文人	中尾 文人	昭島市緑町4-3-18	R5. 9. 26
都民ファーストの会立川市第一支部	伊藤 大輔	伊藤 幹夫	立川市砂川町8-18-25	R5. 9. 28
日本浪漫党	武田 幹起	武田 幹起	江戸川区松島2-35-36	R5. 9. 13
未来の東京をつくる会	井筒 高雄	井筒 高雄	新宿区西早稲田2-17-9	R5. 9. 7

備考 従来、建青会及び緑の地球ナンバーワンの会は総務大臣に、赤心会は広島県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六

告 示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。  
令和五年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党東京第1支部	高城 順	政治団体の名称	参政党東京第1支部	参政党 東京第1支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第2支部	林 照恵	政治団体の名称	参政党東京第2支部	参政党 東京第2支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第3支部	米元 啓悟	政治団体の名称	参政党東京第3支部	参政党 東京第3支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第4支部	北山 晃一郎	政治団体の名称	参政党東京第4支部	参政党 東京第4支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第5支部	新井 慎一	政治団体の名称	参政党東京第5支部	参政党 東京第5支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第6支部	近藤 純	政治団体の名称	参政党東京第6支部	参政党 東京第6支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第7支部	宝辺 建太郎	政治団体の名称	参政党東京第7支部	参政党 東京第7支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第8支部	石川 芽生子	政治団体の名称	参政党東京第8支部	参政党 東京第8支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第9支部	伊東 雅彦	政治団体の名称	参政党東京第9支部	参政党 東京第9支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第11支部	成平 誠二	政治団体の名称	参政党東京第11支部	参政党 東京第11支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百六十五号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日  
東京都選挙管理委員会

参政党東京第12支部	松方 恵美	政治団体の名称	参政党東京第12支部	参政党 東京第12支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第13支部	戸叶 千代子	政治団体の名称	参政党東京第13支部	参政党 東京第13支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第14支部	田崎 賢治	政治団体の名称	参政党東京第14支部	参政党 東京第14支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第15支部	奥本 桂也	政治団体の名称	参政党東京第15支部	参政党 東京第15支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第16支部	浅井 和人	政治団体の名称	参政党東京第16支部	参政党 東京第16支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第17支部	岩本 勝幸	政治団体の名称	参政党東京第17支部	参政党 東京第17支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第19支部	松田 秀樹	政治団体の名称	参政党東京第19支部	参政党 東京第19支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第20支部	齊藤 利幸	主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第21支部	林 新一	政治団体の名称	参政党東京第21支部	参政党 東京第21支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第22支部	今田 元	政治団体の名称	参政党東京第22支部	参政党 東京第22支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第23支部	萱田 哲雄	政治団体の名称	参政党東京第23支部	参政党 東京第23支部	R5. 9. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第24支部	笠間 毅	主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1

参政党東京第25支部	相川 昌市	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第25支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第25支部 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京第26支部	山下 祐治	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第26支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第26支部 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京第27支部	森川 一重	主たる事務所の所在地	港区赤坂3-4-3	港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1
参政党東京第28支部	鈴木 賢三	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第28支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第28支部 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京第29支部	西島 直子	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第29支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第29支部 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京第30支部	藤野 暢幸	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第30支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第30支部 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京都城西支部連合会	吉川 公滋	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京都城西支部連合会 港区赤坂3-4-3	参政党 東京都城西支部連合会 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京都城东支部連合会	吉田 利也	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京都城东支部連合会 港区赤坂3-4-3	参政党 東京都城东支部連合会 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京都城南支部連合会	土屋 吾朗	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京都城南支部連合会 港区赤坂3-4-3	参政党 東京都城南支部連合会 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京都城北支部連合会	飛高 祥吾	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京都城北支部連合会 港区赤坂3-4-3	参政党 東京都城北支部連合会 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京都多摩支部連合会	秋本 理津子	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京都多摩支部連合会 港区赤坂3-4-3	参政党 東京都多摩支部連合会 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
自由民主党小金井総支部	河野 律子	会計責任者の氏名	市原 領太郎	清水 学	R5. 9. 1
自由民主党中央区総支部	三田 芳裕	会計責任者の氏名	太田 太	神谷 俊宏	R5. 7. 25

自由民主党東京都葛飾区第三十一支部	秋家 聡明	会計責任者の氏名	秋家 慶一	秋家 正	R5. 3. 1
自由民主党東京都建設支部	木下 賢司	主たる事務所の所在地	千代田区飯田橋1-4-2	千代田区飯田橋1-4-1	R5. 9. 1
		会計責任者の氏名	安 和博	尾林 達成	R5. 9. 1
自由民主党東京都中央区第十三支部	中嶋 寿江	代表者の氏名	中嶋 寿江	中嶋 寛明	R5. 5. 13
自由民主党東京都中野区第三十三支部	生藤 健人	会計責任者の氏名	竹内 初恵	川上 宏	R5. 9. 4
日本維新の会衆議院東京都第1選挙区支部	音喜多 駿	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第1選挙区支部	日本維新の会参議院東京都選挙区第1支部	R5. 9. 18
		主たる事務所の所在地	新宿区新宿1-10-2	北区王子本町1-13-9	R5. 9. 18
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	河村 建一	主たる事務所の所在地	世田谷区経堂1-26-10	千代田区永田町2-9-6	R5. 9. 25
日本維新の会衆議院東京都第19選挙区支部	吉田 圭一郎	主たる事務所の所在地	国分寺市本多1-5-5	文京区関口1-11-2	R5. 9. 9
日本共産党西多摩青梅地区委員会	数野 一	主たる事務所の所在地	羽村市小作台2-2-14	福生市武蔵野台1-7-5	R5. 9. 13

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あいだえみこ後援会	相田 健	代表者の氏名	相田 健	浜野 和枝	R5. 9. 9
秋家聡明後援会	秋家 聡明	会計責任者の氏名	秋家 慶一	秋家 正	R5. 3. 1
あさの清美後援会	星野 雅子	主たる事務所の所在地	墨田区押上2-19-5	墨田区立花4-27-14	R5. 8. 19
あしたの会	梅澤 照正	代表者の氏名	梅澤 照正	山本 貴生	R5. 6. 22
		会計責任者の氏名	秋山 純	鈴木 英之	R5. 6. 22
イノ連	石渡 進介	主たる事務所の所在地	港区赤坂2-11-15	渋谷区恵比寿4-27-4	R5. 9. 13
		代表者の氏名	石渡 進介	川邊 健太郎	R5. 9. 13
		会計責任者の氏名	石渡 進介	川邊 健太郎	R5. 9. 13
荻窪税理士政治連盟	青木 秀壽	会計責任者の氏名	石原 恵子	村林 秀則	R5. 6. 7
ガンバル	松原 仁	主たる事務所の所在地	目黒区鷹番3-19-2	品川区東大井5-17-4	R5. 9. 28
北村イタル後援会	北村 造	会計責任者の氏名	北村 朝子	北村 佑実子	R5. 9. 13

区政に声を届ける会	秋家 聡明	会計責任者の氏名	秋家 慶一	秋家 正	R5. 3. 1
江東区新時代の会	木村 弥生	会計責任者の氏名	木村 弥生	米田 真澄	R5. 8. 1
国民無税党	村元 寅次	政治団体の名称	国民無税党	ちから塾	R5. 9. 25
次世代のための社会改良研究所	大賀 靖郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R5. 9. 26
政輝会	渡邊 義輝	会計責任者の氏名	渡邊 佳織	岩元 竜一	R5. 9. 29
政治結社愛皇一神會	水越 敏	代表者の氏名	水越 敏	米澤 一孝	R5. 9. 20
		会計責任者の氏名	村岡 勇樹	水越 敏	R5. 9. 20
西武薬剤師連盟	馬場 孝道	会計責任者の氏名	中村 清美	石塚 卓也	R5. 9. 11
関口えり子後援会	山根 トミ江	代表者の氏名	山根 トミ江	木崎 秀治	R5. 9. 20
多摩市の明日を考える会	遠藤 千尋	主たる事務所の所在地	多摩市永山3-1-9	多摩市関戸4-1-1-7	R5. 5. 2
東京虎山会	樋川 勲	主たる事務所の所在地	北区東田端1-1-4-4	千代田区九段北4-2-2	R5. 9. 4
		代表者の氏名	樋川 勲	木村 秀太郎	R5. 9. 4
		会計責任者の氏名	高井 昭典	樋川 勲	R5. 9. 4
東京税理士政治連盟	名倉 明彦	会計責任者の氏名	佐藤 弘毅	平野 弘道	R5. 9. 20
東京都柔道整復師政治連盟	瀧澤 一裕	代表者の氏名	瀧澤 一裕	伊藤 述史	R5. 9. 1
		会計責任者の氏名	牧内 くみ子	深井 伸之	R5. 9. 1
東京未来の会	松原 仁	主たる事務所の所在地	目黒区鷹番3-1-9-2	品川区東大井5-1-7-4	R5. 9. 28
都議会自由民主党	菅野 弘一	主たる事務所の所在地	港区白金台3-1-7-4	港区芝大門1-4-4	R5. 8. 1
		代表者の氏名	菅野 弘一	三宅 正彦	R5. 8. 1
		会計責任者の氏名	鈴木 純	發地 易隆	R5. 8. 1
原かずひろ励ます会	原 和弘	会計責任者の氏名	稲葉 重樹	水野 優司	R5. 9. 8
はりきゅうで区民の健康を取り戻す党	須藤 健太郎	政治団体の名称	はりきゅうで区民の健康を取り戻す党	目黒区行政監視団	R5. 9. 9

日比谷政治経済研究会	中村 喜四郎	代表者の氏名	中村 喜四郎	中村 勇太	R5. 9. 7
		国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関係 政治団体	法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体	R5. 9. 7
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		R5. 9. 7
府中市薬剤師会政治連盟	宮崎 浩一	代表者の氏名	宮崎 浩一	松木 秀介	R5. 6. 15
		会計責任者の 氏名	赤松 利光	宮崎 浩一	R5. 6. 15
文京区根っこの会	中尾 純子 (旧姓:松下 純子)	主たる事務所 の所在地	文京区本郷6-20-12	文京区湯島3-19-7	R5. 9. 1
		代表者の氏名	中尾 純子 (旧姓:松下 純子)	相川 美奈子	R5. 9. 1
		会計責任者の 氏名	中尾 純子 (旧姓:松下 純子)	松下 純子	R5. 9. 1
まつばら仁後援会	関根 勉	主たる事務所 の所在地	目黒区鷹番3-19-2	品川区東大井5-17-4	R5. 9. 28
ゆりとら会	樋川 勲	主たる事務所 の所在地	北区東田端1-14-4	千代田区九段北4-2-2	R5. 9. 4
		代表者の氏名	樋川 勲	木村 秀太郎	R5. 9. 4
		会計責任者の 氏名	高井 昭典	樋川 勲	R5. 9. 4
労働災害解雇制限違反・時間外賃金ピンハネ等ブラック企業顧問弁護士から国民を守る会	星野 隆彦	政治団体の名称	労働災害解雇制限違反・時間外賃金ピンハネ等ブラック企業顧問弁護士から国民を守る会	国立市駅前に無償の公立保育園・幼稚園を造る会	R5. 9. 6

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた西多摩新選組は総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都中央区第十三支部	中嶋 寿江	R5. 9. 27
自由民主党東京都八王子市第三十三支部	浜中 賢司	R5. 8. 31
立憲民主党東京都第3区総支部	松原 仁	R5. 9. 22

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
おぎた米蔵後援会	荻田 米蔵	R5. 8. 31
兼松けんいち後援会	兼松 賢一	R5. 9. 26
川村幹を応援する会	川村 幹	R5. 8. 31
しながわ明日の元気を届ける会	佐藤 高	R5. 8. 31
清水庄平後援会	清水 庄平	R5. 9. 8
田中将介後援会	田中 將介	R5. 9. 25
日本第一党東京都本部	岡村 典秀	R5. 8. 31
浜中けんじ後援会	浜中 賢司	R5. 8. 31
まつぎき淑子とまちづくりの会	松崎 淑子	R5. 9. 8
未来のまちをつくる会・北区	八百川 孝	R5. 9. 12

●東京都選挙管理委員会告示第百六十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九  
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
赤荻 克一郎	市議会議員	赤心会	西東京市ひばりが丘北2-5-1	R5. 1. 9
河村 建一	衆議院議員	建青会	港区赤坂2-6-15	R3. 10. 15
中村 喜四郎	衆議院議員	日比谷政治経済研究会	大田区田園調布1-46-1	R5. 9. 7
山下 容子	衆議院議員	緑の地球ナンバーワンの会	立川市柴崎町1-17-16	H24. 1. 1
吉平 敏孝	衆議院議員	吉平としたか後援会	品川区戸越1-19-6	R5. 9. 27

●東京都選挙管理委員会告示第百六十八号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
泉谷 剛	泉谷つよし後援会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R4. 11. 1
遠藤 千尋	多摩市の明日を考える会	主たる事務所の所在地	多摩市永山3-1-9	多摩市関戸4-11-7	R5. 5. 2
大賀 靖郎	次世代のための社会改良研究所	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	R5. 9. 26
酒井 大史	酒井大史後援会	公職の種類	市長	都議会議員	R5. 8. 27
松原 仁	東京未来の会	主たる事務所の所在地	目黒区鷹番3-19-2	品川区東大井5-17-4	R5. 9. 28

●東京都選挙管理委員会告示第百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九  
九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に  
より、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
荻田 米蔵	おぎた米蔵後援会	R5. 4. 30
川村 幹	川村幹を応援する会	R3. 12. 31
清水 庄平	清水庄平後援会	R5. 9. 8
松崎 淑子	まつざき淑子とまちづくりの会	R5. 4. 30

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

令和五年十二月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(定義)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

- (一) 八丈小島の南西約九千メートル（アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・三七秒（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。）、東経百三十九度三十八分三・〇三秒の位置）に設置した第一浮魚礁
- (二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル（アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置）に設置した第二浮魚礁
- (三) 八丈島の東北東約一万六千メートル（アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置）に設置した第三浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲)

- 二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。
- (一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイ

の点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点
- ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点
- ハ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点
- ニ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

- (二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点
- ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点
- ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点
- ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

- (三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点
- ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十八分九秒の点
- ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点
- ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五

十六分五十一秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 令和六年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。  
(操業方法等)

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行うものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トツ<sup>つ</sup>竿の使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和六年二月一日から令和七年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十四号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんばち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。  
令和五年十二月二十六日  
東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都所属船舶については、総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業  
(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次

のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	百六十隻
神奈川県	八十隻
千葉県	四十隻
静岡県	五十二隻
その他の県	十八隻

(二) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

エ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

三 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。  
(承認の取消し)

四 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。  
 (三) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき。  
 (操業実績報告書の提出義務)

五 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和七年四月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

六 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

七 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

八 この指示の有効期間は、令和六年三月一日から令和七年二月二十八日までとする。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第9号

火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成16年6月東京消防庁告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

東京消防庁

消防総監 吉田 義実

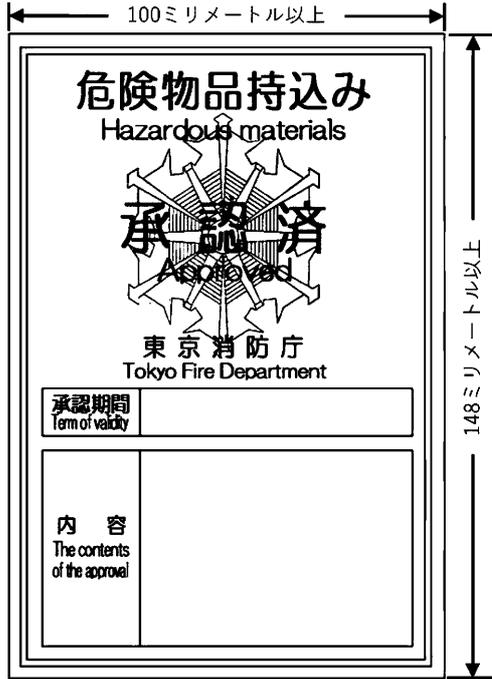
第1の4中「（当該承認が恒常的な解除承認（当該申請に係る場所において、当該申請に係る禁止行為を1年以上継続するものとしてした承認をいう。）である場合にあつては、別記様式第3号又は別記様式第4号）」を削る。  
 別表第3通常顧客の出入りする部分の項中「兼営事業部分」を「事業所」に改める。

別表第4公衆の出入りする部分の部裸火使用の項中「可燃物から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁）」を「可燃物から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったついで等）」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

この告示は、令和5年12月26日から施行する。  
別記様式第3号及び別記様式第4号を削る。  
附 則

別記様式第2号(第1の4関係)



備考 1 消防章は直径62ミリメートル以上とする。  
2 色は次の表のとおりとする。

	4色分解による色指定(金を除く)
① 地色	青(C:100% M:29.9% Y:0% K:16.0%)
② 文字及び線(枠線を除く)	黒(C:0% M:0% Y:0% K:100%)
③ 消防章	金又は白(C:0% M:0% Y:0% K:0%)
④ 枠線	白(C:0% M:0% Y:0% K:0%)

別記様式第1号(第1の4関係)



備考 1 消防章は直径62ミリメートル以上とする。  
2 色は次の表のとおりとする。

	4色分解による色指定(銀を除く)
① 地色	橙(C:0% M:42.3% Y:63.1% K:0%)
② 文字及び線(枠線を除く)	黒(C:0% M:0% Y:0% K:100%)
③ 消防章	銀又は白(C:0% M:0% Y:0% K:0%)
④ 枠線	白(C:0% M:0% Y:0% K:0%)

# 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アトレヴィ大塚
- 二 店舗所在地 豊島区南大塚三丁目三十三番一号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アトレスタイルほか一名

<p>八 変更前の小売業者の代表者名 一ノ瀬 俊郎 (株式会社アトレス テイル) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 圓井 宏政 (株式会社アトレス テイル) ほか</p> <p>十 変更日 令和五年九月一日ほか</p> <p>十一 届出日 令和五年十二月十三日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 荻窪タウンセブンビル・ルミネ荻窪店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区上荻一丁目九番一号ほか</p> <p>三 設置者名 武蔵商事株式会社ほか七名</p> <p>四 設置者住所 杉並区上荻一丁目十六番十四号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 株式会社ルミネ</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 高橋 眞</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 表 輝幸</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか百四十一名</p>
<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか百四十三名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか十三名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 北区赤羽二丁目一番一号 (株式会社西友) ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 (株式会社西友) ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 迫 俊亮 (ミニット・アジア・パシフィック株式会社) ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 財津 伸二 (ミニット・アジア・パシフィック株式会社) ほか</p> <p>十五 変更日 令和五年十月一日ほか</p> <p>十六 届出日 令和五年十二月八日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 アトレ上野</p> <p>二 店舗所在地 台東区上野七丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 株式会社アトレ</p>
<p>六 変更前の設置者の代表者名 一ノ瀬 俊郎</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 高橋 弘行</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ユナイテッドアローズほか十一名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ユナイテッドアローズほか十二名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデン</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者名 稲富 仁</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者名 野口 裕二</p> <p>十三 変更日 令和五年六月三十日ほか</p> <p>十四 届出日 令和五年十二月十三日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 アトレ恵比寿西館</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一号</p> <p>三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号</p>

<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデン</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 稲富 仁</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 野口 裕二</p> <p>八 変更日 令和五年三月一日</p> <p>九 届出日 令和五年十二月十三日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和五年十二月二十六日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 東金ビル</p> <p>二 店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号</p> <p>三 設置者名 株式会社Olympicグループ</p>	<p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 板橋区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和五年十二月十二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年十二月二十六日から令和六年一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)</p> <p>郵便番号 163-8001</p> <p>定価 本号 五〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)</p> <p>印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)</p> <p>郵便番号 113-0001</p>
---	---	--